

適切な意思決定支援に関する指針

1.基本方針

人生の最終段階を迎える患者さんがその人らしい最期を迎えられよう、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者さんとそのご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さんの意思決定を尊重した医療・ケアの提供に努めます。

2.「人生の最終段階」の定義

(1)がん終末期のように、予後が数日から長くとも 2~3 ヶ月と予測が出来る場合

(2)慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合

(3)脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者さんの状態を踏まえ多職種で構成される医療・ケアチームにて判断するものとします。

3.人生の最終段階における医療・ケアの在り方

(1)医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとします。

(2)本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合いを繰り返し行うものとします。

(3)本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて本人との話し合いを繰り返し行います。また、この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくものとします。

(4)人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的に妥当性と適切性を基に慎重に判断します。

(5)医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

(6)生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とは致しません。

4.人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

(1)本人の意思、の確認ができる場合

①方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行います。

そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた

本人による意思決定を基本とし、多職種で構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

- ②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化するものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。
また、このとき本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとします。
- ③このプロセスにおいて話し合った内容はその都度、カルテに記載します。

(2)本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

- ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定される意思を尊重し本人にとっての最善の方針をとります。
- ②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる事とします。また時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。
- ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとります。
- ④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、カルテに記載します。

※家族等とは、今後単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨。法的な意味での親族関係のみを意味せず広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数存在する事も考えられます。
(ガイドラインと同様の意味)

(3)複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記**(1)**及び**(2)**の場合における方針の決定に際し、

- ①医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ②本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ③家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合などについては、
沖縄中央病院内の倫理委員会の方針等についての検討及び助言を行います。